

太陽グラントソントン Advisory Insights

コーポレートファイナンス

今回のテーマ： 国際評価基準（IVS）の概要と一般基準

はじめに

前回、執筆した記事の「国際評価基準審議会（IVSC）の動向から見るバリュエーション実務の課題～評価実務を巡る課題と評価資格制度導入による今後の展望～」では、IVSCは、リーマンショックを契機に従前より存在した国際評価基準（IVS）の質を向上させるべきとの要請が高まったことから、国際的に評価の質を上げる活動を加速し、国際評価基準（International Valuation Standards: IVS）として IVS2017 を公表し、その後、IVSは、2020年1月31日から適用される基準を公表してからは、毎年、基準を見直す方針をとっていることを説明しました。

今回は、現時点（2021年2月25日）における最新版の IVS である 2020年1月31日から適用されている基準の構成について解説した上で一般基準の概要を解説します¹。

なお本文中意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添えさせていただきます。

1. IVS の構成

IVS は、5つの「General Standards'（一般基準）」と7つの「Asset-specific Standards（資産別基準）」から構成されています。一般基準は、全ての評価業務に要求される基準であり、以下のように構成されています。

General Standards（一般基準）

IVS 101 Scope of Work（業務の適用範囲）

IVS 102 Investigations and Compliance（調査と遵守）

IVS 103 Reporting（報告）

IVS 104 Bases of Value（価値の基礎）

IVS 105 Valuation Approaches and Methods（評価アプローチ/評価方式及び評価法）

一方、資産別基準は、資産別に要請される特有の要求を基準として策定されており、次のように構成されています。なお、資産別基準に関する解説は、本項では触れていませんが、改めて解説記事を掲載する予定です。

¹ 2021年1月29日に、IVS Additional Technical Revisions 2021 Exposure Draft が公表され、IVSCの理事会（基準レビュー〈Standards Review〉）理事会、企業評価基準〈Business Valuation〉理事会、有形資産基準〈Tangible Asset〉理事会の総称）は IVS の技術的な改訂を継続的に行っており、2021年6月に IVS（2022年1月31日発効分）を公表する予定であることが述べられている。

<https://www.ivsc.org/files/file/view/id/1904>

なお、IVS Additional Technical Revisions 2021 Exposure Draft については、2021年4月30日までパブリックコメントを募集している。

「Asset-specific Standards' (資産別基準)」
IVS 200 Businesses and Business Interests (事業及び事業持分の評価)
IVS 210 Intangible Assets (無形資産の評価)
IVS220 Non-Financial Liabilities (非金融債務の評価)
IVS 300 Plant and Equipment (工場及び設備の評価)
IVS 400 Real Property Interests (不動産の諸権利の評価)
IVS 410 Development Property (開発を伴う資産の評価)
IVS 500 Financial Instruments (金融商品の評価)

2. 「General Standards (一般基準)」の概要

全ての評価業務に要求される一般基準は、IVS 101 Scope of Work (業務の適用範囲)、IVS 102 Investigations and Compliance (調査と遵守)、IVS 103 Reporting (報告)、IVS 104 Bases of Value (価値の基礎)、IVS 105 Valuation Approaches and Methods (評価アプローチ/評価方式及び評価法) の5つで構成されます。

(1) IVS 101 Scope of Work (業務の適用範囲)

IVS 101 Scope of Work (業務の適用範囲) は、次の3つから構成されます。

- パラグラフ 10 「Introduction (序論)」
評価の対象となる資産、評価目的及び評価に関与した当事者の責任などを規定しています。
- パラグラフ 20 「General Requirements (一般的必要事項)」
評価目的の明確化、評価報告書の利用制限がある場合の留意事項、利害関係の明確化等の評価業務で考慮すべき一般事項を規定しています。
- パラグラフ 30 「Changes to Scope of Work (業務の適用範囲の変更)」
入手可能となった追加資料や追加調査を必要とする新しい問題を理由に作業の過程で変更が必要となる場合があることを説明し、クライアントにそのことを伝える必要があること等を規定しています。

(2) IVS 102 Investigations and Compliance (調査と遵守)

IVS 102 Investigations and Compliance (調査と遵守) は、次の4つから構成されます。

- パラグラフ 10 「General Principle (一般原則)」
IVS に準拠する評価業務は、評価目的に適合し、契約条件として規定された評価業務の範囲に即したものでなければならないこと規定しています。

➤ パラグラフ 20 「Investigations (調査)」

評価業務で実施される調査は、評価目的に適合しなければならないこと、調査範囲の限界に合意がある場合は、その旨を報告書に記載する必要があるが、調査の限界が多く整合性について検証ができない場合は、IVSに準拠した評価と記載してはならないこと等を規定しています。

➤ パラグラフ 30 「Valuation Record (評価記録)」

評価作業完了後の相当期間、評価の過程で行われた作業や、評価の結論に至る作業の基礎情報は記録されなければならないことを規定しています。

➤ パラグラフ 40 「Compliance with Other Standards (他の基準への遵守)」

遵守しなければならない法令等による要請が、IVS が規定する必要事項の一部と異なる場合であっても、法令等による要請に準拠しているなら IVS に準拠して行われたものと言えること²、及び評価専門機関や他の評価専門団体が策定した評価基準が、IVS に規定していなくとも IVS と矛盾していなければ、問題ないこと等を規定しています。

(3) IVS 103 Reporting (報告)

IVS 103 Reporting (報告) は、次の4つから構成されています。

➤ パラグラフ 10 「Introduction (序論)」

報告書は、予定された利用者に、評価についての明確な理解を提供するためのものであり、業務の適用範囲、評価目的及び利用目的(利用制限を含む)、評価に直接影響を与える想定条件、特別想定条件 (IVS 104 「価値の基礎」、パラグラフ 200.4)、重要な不確実性あるいは制約条件についての開示が、明確かつ正確に記載されなければならないこと等を規定しています。

➤ パラグラフ 20 「General Requirements (一般的必要事項)」

評価報告書に記載する内容は、評価の目的、評価を行う資産の複雑さ、利用者からの要請により決定されること、及び報告書は、当該評価業務に関与したことがない十分な経験がある評価専門家によるレビューが必要であること等を規定しています。

➤ パラグラフ 30 「Valuation Reports (評価報告書)」

報告書は、最低限、実施された業務の適用範囲、採用した評価アプローチ/評価法、採用した重要なインプット、想定した前提条件、評価の結論と結論の決定に至った主たる理由、ならびに報告書日(評価基準日と異なる場合がある)が言及されなければならないこと等が規定されています。

➤ パラグラフ 40 「Valuation Review Reports (評価レビュー報告書)」

評価レビュー報告書は、最低限、実施されたレビューの範囲、レビューされた評価報告書における当該評価の基礎となったインプットと想定した前提条件、レビューした業務に関するレビューアーの結論と結論の理由、ならびに報告書日(評価基準日と異なる場合がある)が言及されなければならないこと等が規定されています。

² 2021年1月29日に公表された IVS Additional Technical Revisions 2021 Exposure Draft では、評価専門機関や規制当局による遵守しなければならない法令等による要請が、IVS から逸脱している場合(一定の要件を満たす場合を除く)には、IVS に準拠していないことになる改訂案を提示している。

(4) IVS104 Bases of Value (価値の基礎)

IVS104は、主に以下の事項を規定しています。

- 評価者は、適切な価値の基礎（根拠）を選定し、適切な評価をしなければならないことから、IVS104は、評価で採用する諸条件を詳述し、評価業務の目的、採用した評価法、インプット、前提条件の選定は、評価の結論に重要な影響を与えるため、価値の基礎（根拠）は適切であることが重要であることを規定しています。
- 価値の基礎によっては、以下の想定する取引があります。
 - ・ 仮想の取引
 - ・ 実際の取引
 - ・ 購入（又は入口）取引
 - ・ 売却（又は出口）取引
 - ・ 特定または特定できる特質を持った仮想市場での取引
- 取引参加者による評価時点での合理的なデューデリジェンスを行っても知りえない情報や市場心理を考慮に入れることはできないことが規定されています。

その上で、IVS104は、価値の基礎の違いにより、価値の種類を記載しています。

- ① IVSが定義する価値の種類：市場価値、市場賃料、エクイタブル価値、投資価値、シナジー価値、清算価値
- ② 他の価値の種類：公正価値（IFRS）、公正市場価値（OECD）、公正市場価値（米国内歳入庁）、公正価値（異なる管轄による法令）

また、価値／想定用途の前提条件として、以下のように資産または負債がどのように使われるかを想定することがあげられています。

- ① 最有効使用
- ② 現行用途/既存用途、
- ③ 秩序ある清算
- ④ 強制売却

(5) IVS 105 Valuation Approaches and Methods (評価アプローチ／評価方式及び評価法)

評価アプローチ／評価方式及び評価法として、以下のものを規定しています。

- ① マーケット・アプローチ／比較方式
- ② マーケット・アプローチ／比較方式の評価法
- ③ インカム・アプローチ／収益方式
- ④ インカム・アプローチ／収益方式の評価法
- ⑤ コスト・アプローチ／原価方式
- ⑥ コスト・アプローチ／原価方式の評価法

上記の評価アプローチ／評価方式及び評価法は、日本公認会計士協会の「企業価値評価ガイドライン」の内容と異なるものではないが、「企業価値評価ガイドライン」は、企業価値評価を対象とすることから、コスト・アプローチは、企業の貸借対照表を基礎にして評価する企業価値評価の性質を考慮して、ネットアセット・アプローチとして記載されています。

<執筆者>

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

エグゼクティブ・アドバイザー 公認会計士 中嶋 克久

監査法人在籍時におけるベンチャー・キャピタル及び預金保険機構への出向等によりエクイティ関連業務を多面的に経験した後、資本政策関連サービスを事業とする会社を創業。裁判所の委嘱による株価鑑定や MBO、株式交換等の第三者委員会委員等の実績もあり、現在、日本公認会計士協会 IVSC 対応専門委員会専門委員も務める。

主な著書、記事に「資本政策の考え方と実行の手順」（共著、中経出版）、「ストック・オプション会計と評価の実務」（共著、税務研究会出版局）、「企業価値評価の実務 Q&A」（共著、中央経済社）、JCOM 最高裁決定の示唆する「公正な手続」と実務（旬刊商事法務 No.2126）等。

以上